【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年８月29日
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　田 中　慎 一 郎
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【事務連絡者氏名】	商品開発部長　三 木 谷　正 直 連絡場所 東京都港区三田三丁目5番27号
【電話番号】	03-5232-7700
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	MHAM中期国債ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	上限1兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

MHAM中期国債ファンド(以下「当ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権(以下「受益権」と称することがあります。)です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるみずほ投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。

※ 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額(純資産総額)を計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号※
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。（以下同じ。）

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

申込単位は販売会社が別に定める単位とします。申込単位については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(7) 【申込期間】

平成25年８月30日から平成26年２月28日まで

※ 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については、下記の委託会社の照会先までお問

い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(9) 【払込期日】

取得申込金額は、取得申込日の翌営業日(販売会社によっては取得申込日)までに販売会社にお支払いいただきます。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、みずほ投信投資顧問株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、みずほ信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込金額はお申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権にかかる振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

○ 投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）に移行しており、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

第二部 【ファンド情報】

第１ 【ファンドの状況】

１ 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

① 公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

＜ファンドの特色＞

Ⅰ 本邦通貨表示（円建て）の公社債を主要投資対象とし、安定運用を行います。
Ⅱ 株式および外貨建資産への投資は行いません。
Ⅲ 毎日決算を行い、運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を分配します。

② 1兆円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限については、受託会社と合意のうえ変更することができます。
③ 一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

＜商品分類＞

・商品分類一覧表　（注）当ファンドが該当する商品分類に●を付しています。

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）
単位型投信 ●追加型投信	●国　内 海　外 内　外	株　式 ●債　券 不動産投信 その他資産 資産複合

・商品分類定義

該当分類	分 類 の 定 義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

＜属性区分＞

・属性区分一覧表　（注）当ファンドが該当する属性区分に●を付しています。

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域

株式 一般 大型株 中小型株 ●債券 ●一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） ●日々 その他	グローバル ●日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング

・属性区分定義

該当区分	区 分 の 定 義
債券・一般	目論見書又は投資信託約款において、主として債券に投資する旨の記載があるもので、公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
日々	目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（注１）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注２）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。

(2) 【ファンドの沿革】

昭和55年6月10日	信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
平成13年4月2日	「予想分配型」から「実績分配型」へ収益分配方法を変更
平成19年1月4日	投資信託振替制度へ移行
平成19年7月1日	ファンドの名称を「DKA中期国債ファンド」から「MHAM中期国債ファンド」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

① 当ファンドの運営の仕組み

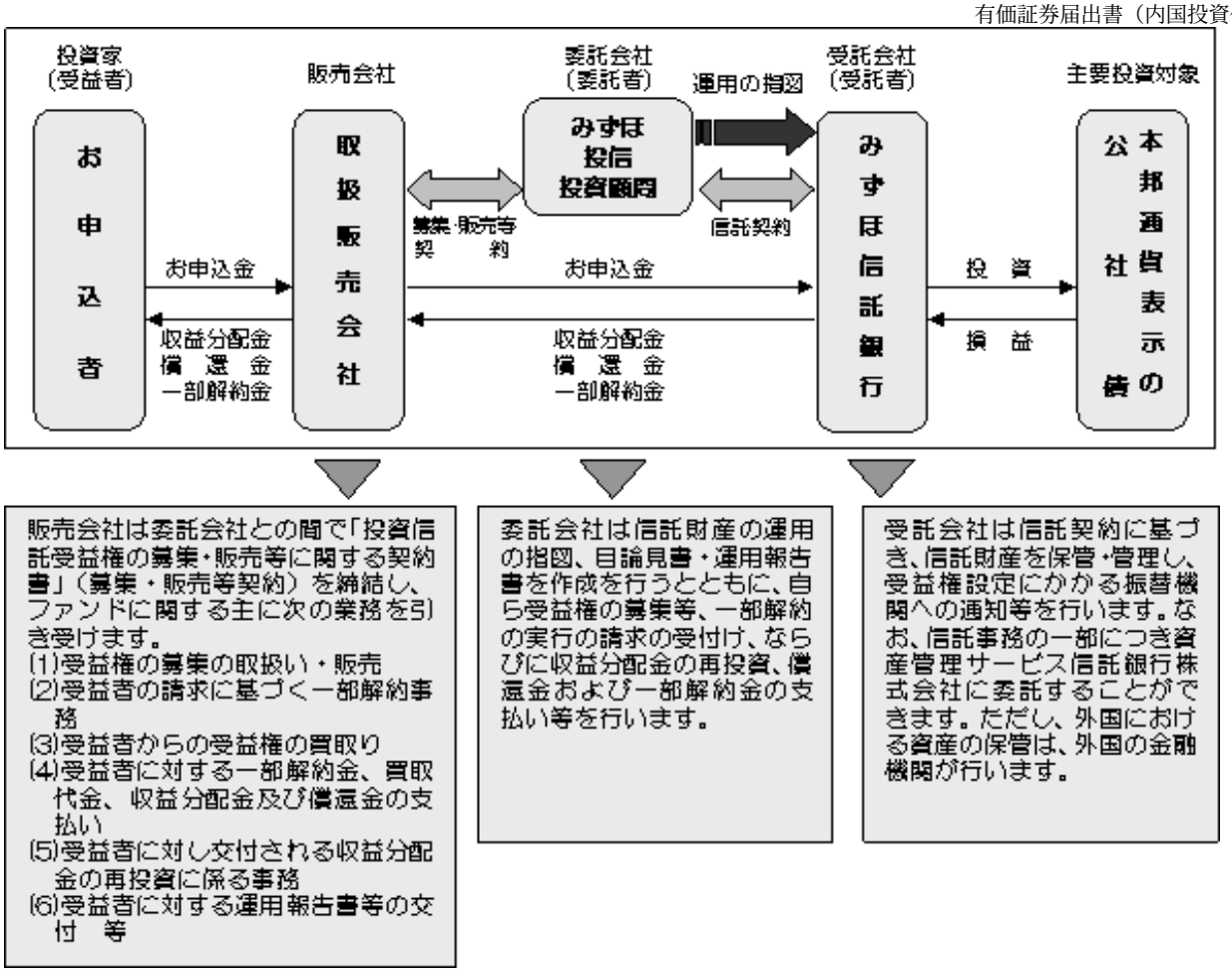

② 委託会社の概況

1．資本金の額 20億4,560万円(平成25年５月末日現在)

2．会社の沿革

昭和39年5月26日	「朝日証券投資信託委託株式会社」設立
平成9年10月1日	「株式会社第一勧業投資顧問」、「勧角投資顧問株式会社」と合併し、「第一勧業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更
平成11年7月1日	「第一勧業アセットマネジメント株式会社」に商号変更
平成19年７月１日	「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、「みずほ投信投資顧問株式会社」に商号変更

3．大株主の状況(平成25年５月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	1,038,408株	98.7%
ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージーシティー市ハドソン通り90番地	13,662株	1.3%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

② 運用方法

1．主要投資対象

本邦通貨表示の公社債を主要投資対象とします。

2．投資態度

わが国の中期利付国債および残存期間が中期利付国債と同程度の国債を組入れの中心として、金利変動への対応を図りながら、常時適正な流動性を保持するよう配慮します。

③ ファンドの投資プロセス

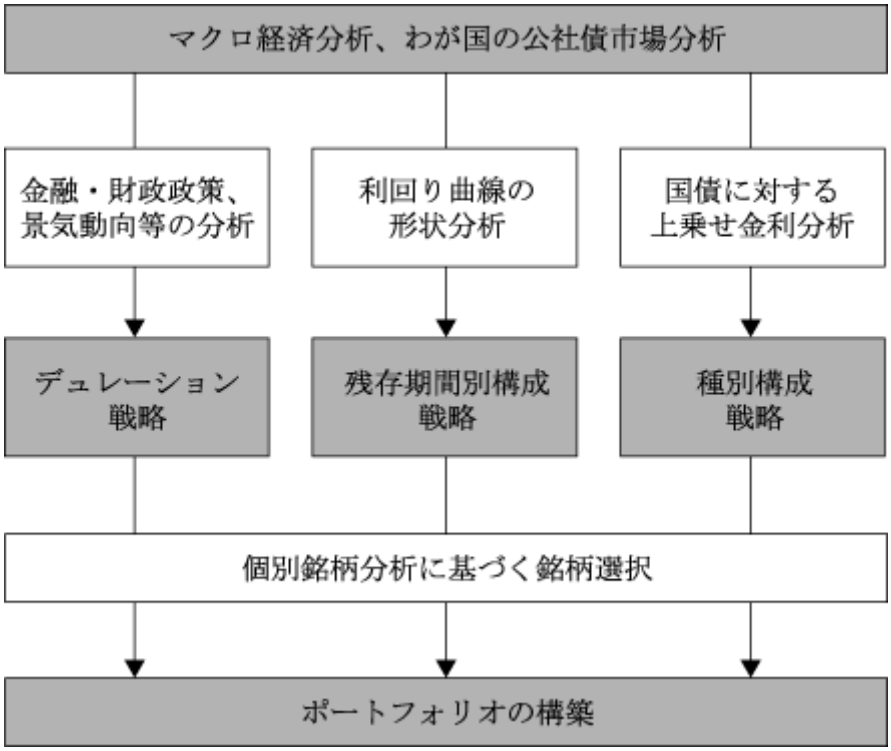

1．当ファンドの運用は、マクロ経済分析会議によるマクロ経済分析、先進国債券分析委員会による公社債市場分析を基に行われます。

2．マクロ経済予測を前提に市場予測等を行い、これに基づきデュレーション戦略(ポートフォリオ全体のデュレーションをどの程度の長さにするか＝金利変動リスクをどの程度とるか)、残存期間別構成戦略(償還までの期間がどの程度の長さの公社債に投資の重点を置くか)、種別構成戦略(国債・事業債など、それぞれの種別の公社債にどの程度投資するか)をそれぞれ策定します。

3．以上のプロセスにより決定された3つの戦略を基に、当ファンドに組入れる銘柄を決定し、ポートフォリオを構築します。個別銘柄の選択にあたっては、割高・割安の分析に加え、信用リスク・流動性リスクを十分に勘案します。

(2) 【投資対象】

① 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券(短期社債等およびコマーシャル・ペーパーを除きます。)に投資することを指図しません。

1．国債証券

2．地方債証券

3．特別の法律により法人の発行する債券

４．社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)に限ります。)
５．コマーシャル・ペーパー
６．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、1.から5.の証券の性質を有するもの
７．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
８．貸付債権信託受益権（銀行、信託会社、協同組織金融機関、金融商品取引法施行令第１条の９各号に掲げる金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付を業として行なう者の貸付債権を信託する信託の受益権をいいます。以下同じ。）であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、1.から4.までの証券および6.の証券のうち1.から4.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、①の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

③ その他の投資対象

有価証券先物取引等

信託財産が運用対象とする有価証券等の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

(3) 【運用体制】

① 意思決定プロセス

１．運用の意思決定にあたっては、まず「マクロ経済分析会議」において投資判断に先立つマクロ経済環境に関する前提を明確にします。これに基づいて「資産別投資分析委員会」において各資産別の市場見通しを策定し、「投資政策委員会」で各市場の見通しを最終承認します。
２．運用担当者は、投資政策委員会で承認された各市場見通しを踏まえて運用に関する基本計画を策定し、運用会議にて審議・決定します。
３．運用担当者は、運用会議で決定された基本計画に基づいて具体的な運用計画を策定し、これに基づいてトレーディング部門に発注指図を行います。トレーディング部門は、売買に係る法令・約款および運用ガイドラインなどの社内諸規則の遵守状況をチェックのうえ個別の取引を実行します。

４．各ファンドの運用リスク管理状況・運用実績について「運用評価委員会」において審議・評価が行われ、また法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果が「コンプライアンス委員会」において審議されます。

５．以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成25年６月末現在４名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。
なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

② 関係法人に対する管理体制

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎日決算を行い、運用収益(純資産総額の元本超過額)の全額を収益分配金に充当いたします。
※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 収益の分配方式

信託財産から生ずる利益(下記1.に掲げる収益等の合計額から下記2.に掲げる経費等の合計額を控除して計算した金額で、純資産総額の元本超過額をいいます。)は、その全額を毎計算期末に当該日の受益者への収益分配金として信託財産に計上します。ただし、計算期末において損失(下記1.の合計額が下記2.の合計額に満たない場合の当該差額をいいます。)を生じた場合は、当該損失額を繰越欠損金として次期に繰越すものとします。

１．毎計算期間における利子、貸付有価証券にかかる品貸料またはこれに類する収益、売買・償還等による利益、評価益、解約差益金およびその他収益金

２．毎計算期間における信託報酬、売買・償還等による損失、評価損、繰越欠損金補てん額およびその他費用

③ 収益分配金の再投資

１．収益分配金は、毎月の最終営業日に１ヵ月分（原則として、前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金）をまとめて、収益分配金に対する税金を差し引いた後で自動的に再投資されます。

２．再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

３．受益者が自己に帰属する受益権について、一部解約を請求した際に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前記の規定にかかわらず、そのつど、当該収益分配金を受益者に支払います。

(5) 【投資制限】

a.約款で定める投資制限

① 株式、新株引受権証券および新株予約権証券

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資は行いません。

② 外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

③ 有価証券先物取引等(約款第18条)

１．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし、外国有価証券市場における現物オプション

取引は公社債に限るものとします。

ａ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

ｂ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「(2) 投資対象 ② 1.から4.」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

ｃ．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、1.および2.で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

２．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

ａ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品(以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

ｂ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「(2) 投資対象 ② 1.から4.」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

ｃ．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ1.および2.で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

④ 有価証券の貸付(約款第18条の2)

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。

２．前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

３．委託会社は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑤ 公社債の借入れ(約款第18条の3)

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

２．前記1.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

３．信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

４．前記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑥ 資金の借入れ(約款第20条の2)

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

２．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財

産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とし、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。

３．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

４．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

b.法令で定める投資制限

○ デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号)

デリバティブ取引は、あらかじめ定めた合理的な方法により算出した、金融商品市場における相場の変動等により発生し得る危険に対応する額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

３ 【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

・当ファンドは、公社債などの値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
・登録金融機関およびみずほ投信投資顧問株式会社が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
・投資信託は預貯金とは異なります。
・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。

① 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

② 信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品(コマーシャル・ペーパー等)の価格は下落します。当ファンドが投資する公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

③ 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する公社債等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

(2) リスク管理体制

① リスク管理部門は、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施し、必要に応じて提言等を行います。

② コンプライアンス部門は、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。

③ 運用部門からは独立した組織であるトレーディング部門が売買執行および発注に伴う諸規則の遵守状況のチェックを行います。

④ これらのリスク管理の結果は、リスク管理に関する委員会等を通じて経営に報告されます。

なお、上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

４ 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、信託元本の額に、年10,000分の119.85以内の率で次に掲げる率(以下「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とし、毎計算期末に計上します。

② 各週の最初の営業日(委託会社の営業日をいいます。以下同じ。)から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口あたりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に100分の12.5を乗じて得た率以内の率とします。

ただし、当該率が年10,000分の50以下の場合の信託報酬率は、年10,000分の50以内の率とし、かつ年換算収益分配率を原則として上回らないものとします。なお、平成25年５月31日現在の信託報酬率は年10,000分の2.00となっております。

③ 信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、信託報酬率が年10,000分の2.00の場合の配分は次の通りです。

信託報酬率(総額)	委託会社	販売会社	受託会社
年10,000分の2.00	年10,000分の0.34	年10,000分の1.54	年10,000分の0.12

信託報酬のうち、委託会社による募集にかかる部分については、販売会社への配分相当額を委託会社が収受します。

※ なお、信託報酬率の配分は変更になる場合があります。

※ 販売会社が受け取る信託報酬には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額(5%、以下「消費税等相当額」といいます。)を含みます。

(4) 【その他の手数料等】

① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎月の最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

② 当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁するものとします。

③ 受益者が、取得申込日の翌営業日から起算して解約請求受付日の翌営業日の前日までの日数が30日未満の解約請求の場合には、解約口数に応じ1万口につき10円の信託財産留保額をご負担いただきます。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は公社債投資信託として取扱われます。

① 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金および償還時の元本超過額については、以下の税率による源泉分離課税が行われます。

＊ 平成28年１月１日から、個人の受益者が支払いを受ける当ファンドにかかる収益分配金および償還時の元本超過額は申告分離課税の対象となり、以下の税率が適用される予定です。

＊ 平成28年１月１日から、上場株式等の譲渡損失および配当所得の損益通算ならびに繰越控除の特例の対象範囲に、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等が追加される予定です。

適用期間	所得税	復興特別所得税	地方税	合計
平成25年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	－	5%	20%

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

② 障害者等の少額貯蓄非課税制度をご利用の場合

国内に住所のある個人で、障害者等(遺族年金を受取ることができる妻である人、身体障害者手帳の交付を受けている人など一定の要件に該当する人をいいます。)に該当する受益者は、障害者等の少額貯蓄非課税制度(障害者等のマル優)を利用することにより、一人当たりの元本の合計額350万円(既にご利用の場合はその金額を差し引いた額)まで、その元本についての収益分配金および償還時の元本超過額に対する課税は行われません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

③ 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金および償還時の元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

適用期間	所得税	復興特別所得税	地方税	合計
平成25年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	－	5%	20%

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

※ 解約時は、解約にかかる受益権に帰属する再投資前の収益分配金に対して課税が行われます。また、償還時は、償還金の元本超過額および償還にかかる受益権に帰属する収益分配金に対して課税が行われます。

※ 上記の内容は平成25年５月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。

※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

５ 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成25年5月31日現在）

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	国債証券	日本	29,998,201,351	78.21
	特殊債券	日本	1,603,362,506	4.18
	コマーシャル・ペーパー	日本	2,999,078,392	7.81
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	3,754,888,409	9.78
合 計 （純資産総額）		―	38,355,530,658	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。（以下同じ。）
（注２）小数点第３位切捨て。端数調整は行っておりません。（以下同じ。）

(2) 【投資資産】(平成25年5月31日現在)

① 【投資有価証券の主要銘柄】（評価額上位30銘柄）

順位	銘柄名	種類	国／地域	利率(%)	償還期限	数量(券面総額)	帳簿価額 単 価(円)	帳簿価額 金 額(円)	評価額 単 価(円)	評価額 金 額(円)	投資比率(%)
1	第３１２回利付国債（２年）	国債証券	日本	0.10	2014年1月15日	3,000,000,000	100.01	3,000,372,370	100.01	3,000,372,370	7.82
2	第３１０回利付国債（２年）	国債証券	日本	0.20	2013年11月15日	2,500,000,000	100.04	2,501,225,608	100.04	2,501,225,608	6.52
3	第３１６回利付国債（２年）	国債証券	日本	0.10	2014年5月15日	2,000,000,000	100.00	2,000,000,000	100.00	2,000,000,000	5.21
4	第３２９回国庫短期証券	国債証券	日本	―	2013年6月10日	2,000,000,000	99.99	1,999,954,328	99.99	1,999,954,328	5.21
5	第３６２回国庫短期証券	国債証券	日本	―	2013年7月29日	2,000,000,000	99.98	1,999,720,211	99.98	1,999,720,211	5.21
6	第３０７回利付国債（２年）	国債証券	日本	0.20	2013年8月15日	1,500,000,000	100.02	1,500,309,320	100.02	1,500,309,320	3.91
7	第３０９回利付国債（２年）	国債証券	日本	0.10	2013年10月15日	1,500,000,000	100.00	1,500,013,334	100.00	1,500,013,334	3.91
8	第３５９回国庫短期証券	国債証券	日本	―	2013年7月16日	1,500,000,000	99.98	1,499,821,650	99.98	1,499,821,650	3.91
9	第３６４回国庫短期証券	国債証券	日本	―	2013年11月11日	1,500,000,000	99.96	1,499,420,265	99.96	1,499,420,265	3.90
10	第３５１回国庫短期証券	国債証券	日本	―	2013年6月17日	1,000,000,000	99.99	999,982,914	99.99	999,982,914	2.60
11	第３５４回国庫短期証券	国債証券	日本	―	2013年6月24日	1,000,000,000	99.99	999,974,307	99.99	999,974,307	2.60
12	第３５５回国庫短期証券	国債証券	日本	―	2013年7月1日	1,000,000,000	99.99	999,967,478	99.99	999,967,478	2.60
13	第３３７回国庫短期証券	国債証券	日本	―	2013年7月10日	1,000,000,000	99.99	999,906,704	99.99	999,906,704	2.60
14	第３４９回国庫短期証券	国債証券	日本	―	2013年9月10日	1,000,000,000	99.98	999,875,836	99.98	999,875,836	2.60
15	第３４３回国庫短期証券	国債証券	日本	―	2013年8月9日	1,000,000,000	99.98	999,875,542	99.98	999,875,542	2.60
16	第３６１回国庫短期証券	国債証券	日本	―	2013年7月22日	1,000,000,000	99.98	999,875,178	99.98	999,875,178	2.60
17	第３６３回国庫短期証券	国債証券	日本	―	2013年8月5日	1,000,000,000	99.98	999,852,890	99.98	999,852,890	2.60
18	第３６５回国庫短期証券	国債証券	日本	―	2013年8月12日	1,000,000,000	99.98	999,828,404	99.98	999,828,404	2.60

19	ＳＭＢＣ日興証券	コマーシャル・ペーパー	日本	―	2013年7月16日	1,000,000,000	―	999,713,369	―	999,713,369	2.60
20	三菱ＵＦＪリース	コマーシャル・ペーパー	日本	―	2013年6月18日	1,000,000,000	―	999,705,182	―	999,705,182	2.60
21	第３５７回国庫短期証券	国債証券	日本	―	2013年10月10日	1,000,000,000	99.96	999,665,362	99.96	999,665,362	2.60
22	日本証券金融	コマーシャル・ペーパー	日本	―	2013年8月26日	1,000,000,000	―	999,659,841	―	999,659,841	2.60
23	第３３３回国庫短期証券	国債証券	日本	―	2013年12月20日	1,000,000,000	99.95	999,511,100	99.95	999,511,100	2.60
24	第３６６回国庫短期証券	国債証券	日本	―	2014年5月20日	1,000,000,000	99.91	999,101,006	99.91	999,101,006	2.60
25	第３１５回利付国債（２年）	国債証券	日本	0.10	2014年4月15日	500,000,000	99.98	499,947,544	99.98	499,947,544	1.30
26	第３６号商工債（１年）	特殊債券	日本	0.12	2013年8月15日	300,000,000	100.00	300,000,000	100.00	300,000,000	0.78
27	第３７号商工債（１年）	特殊債券	日本	0.12	2013年11月15日	300,000,000	100.00	300,000,000	100.00	300,000,000	0.78
28	第１３１号商工債（３年）	特殊債券	日本	0.45	2013年12月27日	200,000,000	100.18	200,376,690	100.18	200,376,690	0.52
29	第３８号商工債（１年）	特殊債券	日本	0.11	2014年2月14日	200,000,000	100.00	200,000,000	100.00	200,000,000	0.52
30	第３９号商工債（１年）	特殊債券	日本	0.13	2014年5月15日	200,000,000	100.00	200,000,000	100.00	200,000,000	0.52

※ 国庫短期証券は割引債のため、利率はありません。

投資有価証券の種類別投資比率

国内／外国	種類	投資比率(%)
国内	国債証券	78.21
	特殊債券	4.18
	コマーシャル・ペーパー	7.81
合 計		90.21

② 【投資不動産物件】
該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】
平成25年5月31日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第47特定期間	平成15年11月30日	142,610	142,610	1.0000	1.0000
第48特定期間	平成16年5月31日	125,007	125,007	1.0000	1.0000
第49特定期間	平成16年11月30日	111,444	111,444	1.0000	1.0000

第50特定期間	平成17年5月31日	102,817	102,817	1.0000	1.0000
第51特定期間	平成17年11月30日	97,413	97,413	1.0000	1.0000
第52特定期間	平成18年5月31日	84,279	84,279	1.0000	1.0000
第53特定期間	平成18年11月30日	72,559	72,559	1.0000	1.0000
第54特定期間	平成19年5月31日	66,559	66,559	1.0000	1.0000
第55特定期間	平成19年11月30日	61,930	61,930	1.0000	1.0000
第56特定期間	平成20年5月31日	57,779	57,779	1.0000	1.0000
第57特定期間	平成20年11月30日	52,790	52,791	1.0000	1.0000
第58特定期間	平成21年5月31日	51,178	51,178	1.0000	1.0000
第59特定期間	平成21年11月30日	48,991	48,991	1.0000	1.0000
第60特定期間	平成22年5月31日	48,734	48,734	1.0000	1.0000
第61特定期間	平成22年11月30日	45,550	45,550	1.0000	1.0000
第62特定期間	平成23年5月31日	44,126	44,126	1.0000	1.0000
第63特定期間	平成23年11月30日	41,791	41,791	1.0000	1.0000
第64特定期間	平成24年5月31日	39,947	39,947	1.0000	1.0000
第65特定期間	平成24年11月30日	38,082	38,083	1.0000	1.0000
第66特定期間	平成25年5月31日	38,355	38,355	1.0000	1.0000
	平成24年5月末日	39,947	―	1.0000	―
	平成24年6月末日	38,530	―	1.0000	―
	平成24年7月末日	38,347	―	1.0000	―
	平成24年8月末日	38,254	―	1.0000	―
	平成24年9月末日	38,296	―	1.0000	―
	平成24年10月末日	38,241	―	1.0000	―
	平成24年11月末日	38,082	―	1.0000	―
	平成24年12月末日	37,696	―	1.0000	―
	平成25年1月末日	38,017	―	1.0000	―
	平成25年2月末日	38,127	―	1.0000	―
	平成25年3月末日	37,922	―	1.0000	―
	平成25年4月末日	38,111	―	1.0000	―
	平成25年5月31日	38,355	―	1.0000	―

（注）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

② 【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第47特定期間	0.0000800
第48特定期間	0.0001380
第49特定期間	0.0002290
第50特定期間	0.0002080
第51特定期間	0.0002030
第52特定期間	0.0002010
第53特定期間	0.0008140
第54特定期間	0.0014420
第55特定期間	0.0017400
第56特定期間	0.0022480

第57特定期間	0.0025300
第58特定期間	0.0020430
第59特定期間	0.0011500
第60特定期間	0.0007970
第61特定期間	0.0005290
第62特定期間	0.0005310
第63特定期間	0.0005240
第64特定期間	0.0004530
第65特定期間	0.0004160
第66特定期間	0.0003650

③ 【収益率の推移】

計算期間	収益率（%）
第47特定期間	0.01
第48特定期間	0.01
第49特定期間	0.02
第50特定期間	0.02
第51特定期間	0.02
第52特定期間	0.02
第53特定期間	0.08
第54特定期間	0.14
第55特定期間	0.17
第56特定期間	0.22
第57特定期間	0.25
第58特定期間	0.20
第59特定期間	0.12
第60特定期間	0.08
第61特定期間	0.05
第62特定期間	0.05
第63特定期間	0.05
第64特定期間	0.05
第65特定期間	0.04
第66特定期間	0.04

（注１）収益率は期間騰落率。
（注２）小数点第３位四捨五入。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績及び当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第47特定期間	12,828,573,191	36,521,420,897	142,610,574,205
第48特定期間	11,607,601,180	29,211,230,738	125,006,944,647
第49特定期間	8,118,231,645	21,680,449,248	111,444,727,044

第50特定期間	7,652,503,749	16,280,070,965	102,817,159,828
第51特定期間	9,856,654,414	15,260,182,211	97,413,632,031
第52特定期間	8,057,706,286	21,191,929,737	84,279,408,580
第53特定期間	6,166,250,078	17,886,131,923	72,559,526,735
第54特定期間	6,992,787,415	12,993,174,790	66,559,139,360
第55特定期間	6,924,419,620	11,553,523,425	61,930,035,555
第56特定期間	4,730,193,123	8,881,169,446	57,779,059,232
第57特定期間	4,014,891,179	9,003,577,260	52,790,373,151
第58特定期間	4,554,185,250	6,166,013,786	51,178,544,615
第59特定期間	5,413,145,408	7,600,563,759	48,991,126,264
第60特定期間	7,037,653,207	7,294,755,292	48,734,024,179
第61特定期間	3,869,313,900	7,053,012,316	45,550,325,763
第62特定期間	4,273,524,257	5,697,267,923	44,126,582,097
第63特定期間	3,072,914,242	5,408,151,369	41,791,344,970
第64特定期間	3,620,270,649	5,464,099,144	39,947,516,475
第65特定期間	3,222,658,290	5,087,237,508	38,082,937,257
第66特定期間	4,085,554,464	3,812,982,238	38,355,509,483

＜参考情報＞

（2013年5月31日現在）

７日間平均年換算利回り・純資産の推移

純資産総額	383.56億円

※７日間平均年換算利回りは、税引前のものです。

主要な資産の状況

※各比率は純資産総額に対する組入比率を表示（小数点第二位四捨五入）しています。

＜資産の組入比率＞

資産の種類	国内／外国	比率(%)
債券	国内	82.4
ＣＰ	国内	7.8
現金・預金・その他の資産		9.8
合　　計		100.0

＜種類別組入比率＞

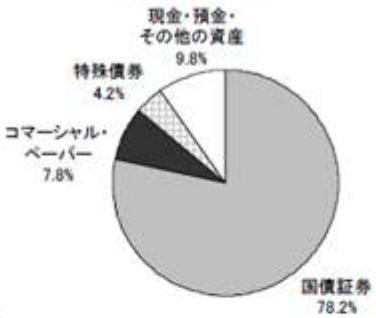

＜ポートフォリオの平均残存日数＞

114日

(注)平均残存日数は、当ファンドが保有する各組入資産の残存日数(変動利付債については次回金利適用日の前日までの日数)を各組入資産の評価金額に応じて加重平均し、算出しています。

＜組入上位10銘柄＞　組入銘柄数34銘柄

順位	銘柄名	種類（種別）	償還期限	比率(%)
1	第３１２回利付国債（２年）	国債証券	2014年1月15日	7.8
2	第３１０回利付国債（２年）	国債証券	2013年11月15日	6.5
3	第３１６回利付国債（２年）	国債証券	2014年5月15日	5.2
4	第３２９回国庫短期証券	国債証券	2013年6月10日	5.2
5	第３６２回国庫短期証券	国債証券	2013年7月29日	5.2
6	第３０７回利付国債（２年）	国債証券	2013年8月15日	3.9
7	第３０９回利付国債（２年）	国債証券	2013年10月15日	3.9
8	第３５９回国庫短期証券	国債証券	2013年7月16日	3.9
9	第３６４回国庫短期証券	国債証券	2013年11月11日	3.9
10	第３５１回国庫短期証券	国債証券	2013年6月17日	2.6

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。
※運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。

第２ 【管理及び運営】

１ 【申込（販売）手続等】

(1) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社(委託会社の自らの募集にかかる受益権については、委託会社の指定する口座管理機関)は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。

(2) 申込単位は販売会社が別に定める単位とします。申込単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号※
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。（以下同じ。）

(3) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の前日の基準価額とします。

(4) お申込締切時間については、販売会社にお問い合わせください。

(5) 国内に住所のある個人で、障害者等に該当する受益者は、障害者等の少額貯蓄非課税制度(障害者等のマル優)を利用することができます。この制度を利用する場合は、あらかじめ「非課税貯蓄申告書」を販売会社に提出していただきます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(注) 販売会社によっては、障害者等のマル優をご利用できない場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

※ 税法が改正された場合には、上記内容は変更になる場合があります。

(6) 証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

２ 【換金（解約）手続等】

(1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に1口単位をもって解約を請求することができます。

(2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとします。

(3) 解約の価額は、下記の通りとなります。

① 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。

② 取得申込日の翌営業日から起算して解約請求受付日の翌営業日の前日までの日数が30日未満の解約請求の場合には、解約口数に応じ1万口につき10円の信託財産留保額※を解約請求受付日の翌営業日に解約金の中から徴収し、信託財産に返戻するものとします。この場合において収益分配金の再投資にかかる受益権については、当該収益分配金を生ずる基礎となった受益権の生じた日に生じたものとみなします。なお、取得申込日の翌営業日から起算して解約請求受付日の翌営業日の前日までの日数が30日以上経過後の解約請求の場合には信託財産留保額はかかりません。

※ 「信託財産留保額」とは、組入有価証券の換金に際して生じる費用について、受益者間の公平性を確保するため、換金される受益者が負担するものであり、基準価額から差し引かれた信託財産留保額は、ファンドの信託財産に組み入れられます。

詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号

みずほ投信投資顧問株式会社	0120-324-431

(4) 解約代金は、解約請求受付日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の収益分配金を含めた額を解約請求受付日の翌営業日から販売会社において受益者に支払います。ただし、委託会社の自らの募集にかかる受益権に帰属する一部解約金の支払いは、委託会社において行います。

(5) 販売会社によっては、解約申込日当日に解約代金相当額の受取りを希望される場合には、「中期国債ファンド自動けいぞく(累積)投資契約」に基づく諸手続きの上、キャッシング(即日引出)がご利用になれます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 解約請求の受付締切時間については、販売会社にお問い合わせください。

(7) 委託会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該基準価額の計算日の翌営業日の前日の基準価額とします。

３ 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象資産の時価評価方法の原則＞

公 社 債 等：計算日における以下のいずれかの価額（残存期間１年以内の場合、一部償却原価法※により評価する場合があります。）

- 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- 金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。）
- 価格情報会社の提供する価額

※ 償却原価法とは、組入有価証券を、買付約定成立の日または当該組入有価証券の償還日の前年応答日前日の帳簿価額を取得価額として同日から償還日の前日まで、取得価額と償還価額(割引債の償還価額は税込(額面＋源泉税)とします。)の差額を当該期間により日割計算して得た金額を日々帳簿価額に加算または減算した額によって評価する方法をいいます。

② 当ファンドの基準価額は、原則として、日々計算されます。基準価額および収益分配率については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は便宜上１万口単位で表示されたものが発表されることがあります。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

③ 信託の一部解約金(解約の価額に当該解約口数を乗じて得た額)が元本を下回った場合は、当該差額を解約差益金として処理します。なお、追加信託金にあっては、全額を元本として処理するものとします。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

昭和55年6月10日から無期限とします。

(4) 【計算期間】

信託期間中の各1日とします。

(5) 【その他】

① 信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1．委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは信託契約の一部解約により、受益権の総口数が20億口を下回ることとなる場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ａ．この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｂ．前記ａ.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。

ｃ．前記ｂ.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記１.の信託契約の解約をしません。

ｄ．委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｅ．前記ｂ.からｄ.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ｂ.の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

ｆ．前記１.に定める信託契約の解約を行う場合において、前記ｂ.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。

2．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

3．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「② 信託約款の変更４．」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

4．受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1．委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

2．委託会社は、前記１.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これら事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

3．前記２.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。

4．前記３.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記１.の信託約款の変更をしません。

5．委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

６．前記２.に定める変更を行う場合において、前記３.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。

７．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

１．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

２．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

④ 関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

１．委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則2年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。

２．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「② 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑥ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.mizuho-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦ 運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を毎年5月および11月ならびに信託終了時に作成し、販売会社を通じて交付いたします。

４ 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

① 受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。

② 受益者が、一部解約をする場合において、一部解約する当該受益権に帰属する収益分配金は、原則として当該解約請求受付日の翌営業日から、また、信託終了時の受益権に帰属する収益分配金は、信託終了日後2ヵ月以内の委託会社の指定する日から、それぞれ販売会社において受益者に支払います。ただし、委託会社の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金の支払いは委託会社において行います。

③ 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持ち分に応じて償還金を請求することができます。ただし、受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないとき

は、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金の支払いは、信託終了日後2ヵ月以内の委託会社の指定する日から販売会社において行われます。ただし、委託会社の自らの募集にかかる受益権に帰属する償還金の支払いは、委託会社において行います。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３　【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドの計算期間は６ヶ月未満であるため、財務諸表は６ヶ月毎に作成しております。

（３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期特定期間の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

ＭＨＡＭ中期国債ファンド

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前期特定期間 (平成24年11月30日現在)	当期特定期間 (平成25年５月31日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,768,585,783	1,750,067,403
国債証券	30,504,394,803	29,998,201,351
特殊債券	1,800,927,581	1,603,362,506
コマーシャル・ペーパー	―	2,999,532,824
現先取引勘定	1,999,480,000	1,999,900,000
未収利息	9,437,800	3,431,432
前払費用	245,200	1,133,420
流動資産合計	38,083,071,167	38,355,628,936
資産合計	38,083,071,167	38,355,628,936
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	76,165	76,711
未払受託者報酬	1,252	1,261
未払委託者報酬	19,615	19,755
その他未払費用	547	551
流動負債合計	97,579	98,278
負債合計	97,579	98,278
純資産の部		
元本等		
元本	38,082,937,257	38,355,509,483
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	36,331	21,175
元本等合計	38,082,973,588	38,355,530,658
純資産合計	38,082,973,588	38,355,530,658
負債純資産合計	38,083,071,167	38,355,628,936

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期特定期間 (自 平成24年６月１日 至 平成24年11月30日)	当期特定期間 (自 平成24年12月１日 至 平成25年５月31日)
営業収益		
受取利息	22,896,794	17,340,747
有価証券売買等損益	△2,761,774	320,973
その他収益	58,493	100,067
営業収益合計	20,193,513	17,761,787
営業費用		
受託者報酬	242,762	228,569
委託者報酬	3,804,625	3,581,292
その他費用	101,253	99,383
営業費用合計	4,148,640	3,909,244
営業利益又は営業損失（△）	16,044,873	13,852,543
経常利益又は経常損失（△）	16,044,873	13,852,543
当期純利益又は当期純損失（△）	16,044,873	13,852,543
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	－	－
期首剰余金又は期首欠損金（△）	7,837	36,331
剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	16,016,379	13,867,699
期末剰余金又は期末欠損金（△）	36,331	21,175

(3) 【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期特定期間 （自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日）
1 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券・特殊債券・コマーシャルペーパー 原則として時価で評価しております。 ただし、償還日までの残存期間が１年以内の債券については、償却原価法によって評価しております。
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　　目　　期別	前期特定期間 （平成24年11月30日現在）	当期特定期間 （平成25年5月31日現在）
1　特定期間末日の受益権総口数	38,082,937,257口	38,355,509,483口
2　期末１口当たりの純資産の額 （期末１万口当たりの純資産の額）	1.0000 円 (10,000 円)	1.0000 円 (10,000 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

当期特定期間 （自 平成24年6月1日 至 平成24年11月30日）	当期特定期間 （自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日）
1　分配金の計算過程 特定期間における元本超過額16,052,710円を分配対象収益として16,016,379円を分配金額としております。 なお、各前月の最終営業日から各当月の最終営業日の前日までの期間にかかる収益分配金を、各当月の最終営業日に再投資しております。	1　分配金の計算過程 特定期間における元本超過額13,888,874円を分配対象収益として13,867,699円を分配金額としております。 なお、各前月の最終営業日から各当月の最終営業日の前日までの期間にかかる収益分配金を、各当月の最終営業日に再投資しております。

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

項目	前期特定期間 （自 平成24年6月1日 至 平成24年11月30日）	当期特定期間 （自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日）

1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

2.金融商品の時価に関する事項

項目	前期特定期間 （平成24年11月30日現在）	当期特定期間 （平成25年5月31日現在）
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	（1）有価証券 国債証券、特殊債券 ①わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）（外貨建証券を除く）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）または価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ②時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 （2）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	（1）有価証券 国債証券、特殊債券、コマーシャル・ペーパー 同左 （2）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

① 売買目的有価証券

前期特定期間（自 平成24年6月1日 至 平成24年11月30日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	0
特殊債券	0
合計	0

当期特定期間（自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	0
特殊債券	0
コマーシャル・ペーパー	0
合計	0

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

前期特定期間 （自　平成24年6月1日 至　平成24年11月30日）	当期特定期間 （自　平成24年12月1日 至　平成25年5月31日）
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項　　目　　期別	前期特定期間 （平成24年11月30日現在）	当期特定期間 （平成25年5月31日現在）
1　期首元本額	39,947,516,475 円	38,082,937,257 円
期中追加設定元本額	3,222,658,290 円	4,085,554,464 円
期中一部解約元本額	5,087,237,508 円	3,812,982,238 円

（4）　【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

有価証券明細表

ＭＨＡＭ中期国債ファンド　　（平成25年5月31日現在）

種類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券					
	日本・円	第３０７回利付国債（２年）	1,500,000,000	1,500,309,320	
		第３０９回利付国債（２年）	1,500,000,000	1,500,013,334	
		第３１０回利付国債（２年）	2,500,000,000	2,501,225,608	
		第３１２回利付国債（２年）	3,000,000,000	3,000,372,370	
		第３１５回利付国債（２年）	500,000,000	499,947,544	
		第３１６回利付国債（２年）	2,000,000,000	2,000,000,000	
		第３２９回国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,954,328	
		第３３３回国庫短期証券	1,000,000,000	999,511,100	
		第３３７回国庫短期証券	1,000,000,000	999,906,704	
		第３４３回国庫短期証券	1,000,000,000	999,875,542	
		第３４９回国庫短期証券	1,000,000,000	999,875,836	
		第３５１回国庫短期証券	1,000,000,000	999,982,914	
		第３５４回国庫短期証券	1,000,000,000	999,974,307	
		第３５５回国庫短期証券	1,000,000,000	999,967,478	
		第３５７回国庫短期証券	1,000,000,000	999,665,362	
		第３５９回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,821,650	
		第３６１回国庫短期証券	1,000,000,000	999,875,178	
		第３６２回国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,720,211	
		第３６３回国庫短期証券	1,000,000,000	999,852,890	
		第３６４回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,420,265	
		第３６５回国庫短期証券	1,000,000,000	999,828,404	
		第３６６回国庫短期証券	1,000,000,000	999,101,006	

	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	30,000,000,000 22 78.2%	29,998,201,351 86.7%	
国債証券 合計				29,998,201,351	
特殊債券					
	日本・円	い第７０２号農林債	100,000,000	100,679,588	
		い第７０５号農林債	100,000,000	100,869,134	
		第２２９回信金中金債（５年）	100,000,000	100,714,534	
		第２３０回信金中金債（５年）	100,000,000	100,722,560	
		第３６号商工債（１年）	300,000,000	300,000,000	
		第３７号商工債（１年）	300,000,000	300,000,000	
		第３８号商工債（１年）	200,000,000	200,000,000	
		第３９号商工債（１年）	200,000,000	200,000,000	
		第１３１号商工債（３年）	200,000,000	200,376,690	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	1,600,000,000 9 4.2%	1,603,362,506 4.6%	
特殊債券 合計				1,603,362,506	
コマーシャル・ペーパー					
	日本・円	日本証券金融	1,000,000,000	999,729,119	
		三菱ＵＦＪリース	1,000,000,000	999,945,482	
		ＳＭＢＣ日興証券	1,000,000,000	999,858,223	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	3,000,000,000 3 7.8%	2,999,532,824 8.7%	
コマーシャル・ペーパー 合計				2,999,532,824	
合計				34,601,096,681	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成25年5月31日現在）

Ⅰ 資産総額（円）	38,355,628,936
Ⅱ 負債総額（円）	98,278
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）（円）	38,355,530,658
Ⅳ 発行済口数（口）	38,355,509,483
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）（円）	1.0000

第４ 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換手続等

当ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

委託会社は受益者名簿を作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部　【委託会社等の情報】

第１　【委託会社等の概況】

１　【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成25年５月末日現在	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

過去５年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構(平成25年５月末日現在)

① 会社の組織図

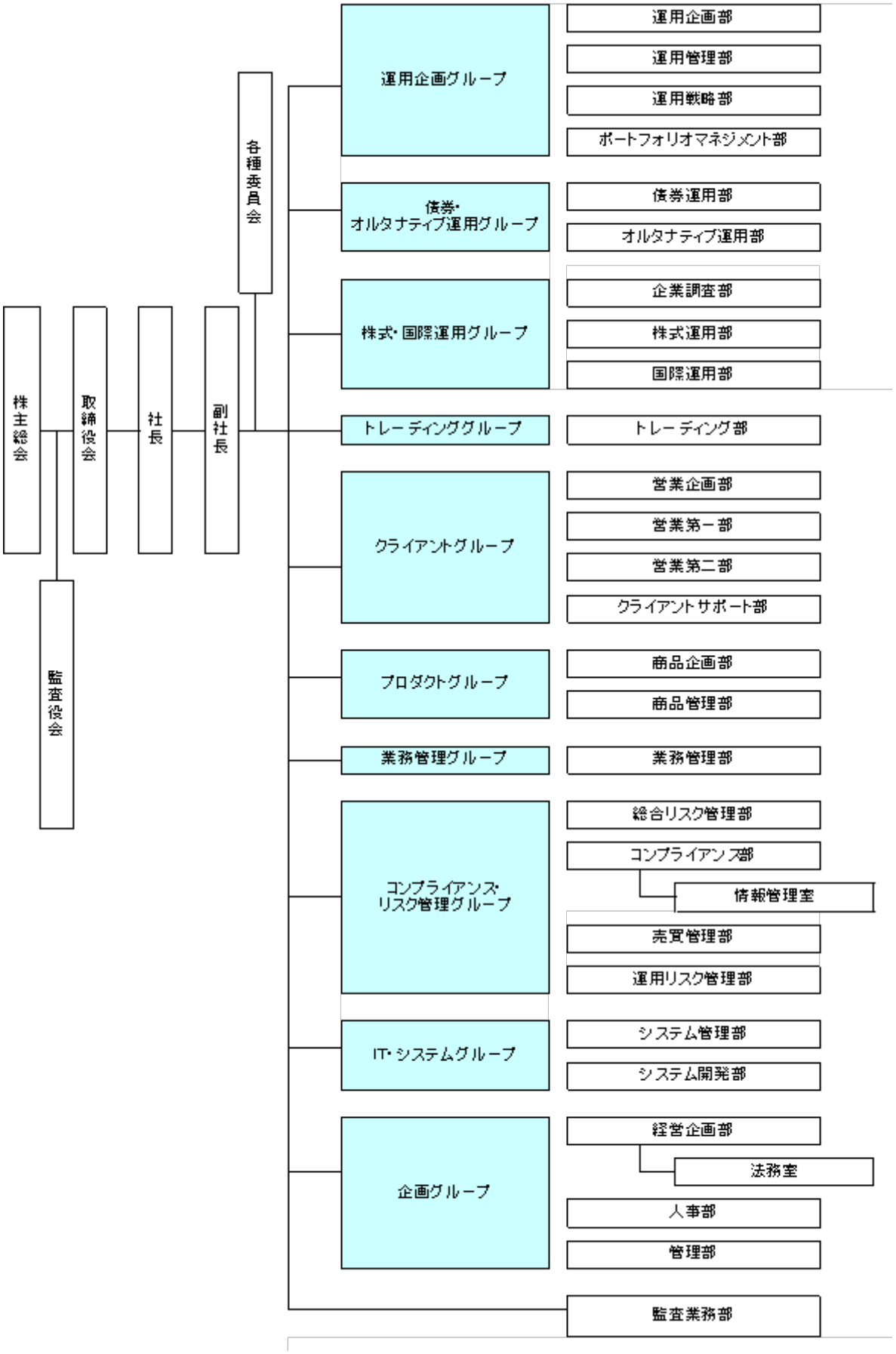

② 運用の基本プロセス

1 運用に関する会議および委員会

a 運用の基本計画決定に関する会議

各運用グループ長または各運用グループ長が指名する各運用グループの役職員が原則月１回開催

する運用会議で、各ファンドの運用に関する基本計画を決定します。

b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

コンプライアンス・リスク管理グループ長を委員長として月次で開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、コンプライアンス・リスク管理グループ長を委員長として原則３ヵ月に１回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

2 運用の流れ

a ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

b ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

c 売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成25年5月31日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	15	352,335,150,618
追加型株式投資信託	226	1,858,694,966,076
追加型金銭信託受益権投資信託	12	10,706,811,004
単位型株式投資信託	6	11,381,477,337
合計	259	2,233,118,405,035

３【委託会社等の経理状況】

１　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第２条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

２　当社は、金融商品取引法第193条の２第1項の規定に基づき、事業年度（平成24年４月１日から平成25年３月31日まで）の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1)　【貸借対照表】

（単位：　千円）

	前事業年度 (平成24年３月31日)	当事業年度 (平成25年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,783,929	2,268,024
有価証券	21,231	-
短期貸付金	-	16,195,635
前払費用	83,988	253,250
未収入金	-	1,119,715
未収委託者報酬	1,597,501	1,517,926
未収運用受託報酬	585,270	709,038
繰延税金資産	179,026	168,605
その他流動資産	143,681	165,346
貸倒引当金	△ 873	△ 7,816
流動資産合計	20,393,755	22,389,725
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	186,195	167,960
工具、器具及び備品（純額）	109,225	93,706
リース資産（純額）	5,462	3,943
有形固定資産合計	※１　300,883	※１　265,610
無形固定資産		
電話加入権	12,747	12,747
ソフトウェア	22	-
その他無形固定資産	188	133
無形固定資産合計	※１　12,957	※１　12,880
投資その他の資産		
投資有価証券	4,016,768	2,708,128
長期差入保証金	519,439	514,642
前払年金費用	196,834	263,427
会員権	19,500	17,200
繰延税金資産	171,873	63,011
その他	9,330	15,565
投資その他の資産合計	4,933,746	3,581,975
固定資産合計	5,247,586	3,860,466
資産合計	25,641,342	26,250,191
負債の部		
流動負債		

預り金	31,986	375,742
リース債務	3,228	3,023
未払金		
未払収益分配金	978	901
未払償還金	29,951	28,656
未払手数料	694,169	650,405
その他未払金	11,378	10,777
未払金合計	736,476	690,740
未払費用	1,035,938	1,146,683
未払法人税等	108,951	18,987
未払消費税等	67,343	62,693
賞与引当金	368,000	347,800
その他流動負債	4,950	5,121
流動負債合計	2,356,876	2,650,793
固定負債		
リース債務	10,319	7,296
役員退職慰労引当金	154,212	178,410
時効後支払損引当金	16,105	16,905
その他固定負債	2,520	6,951
固定負債合計	183,157	209,562
負債合計	2,540,034	2,860,356
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	104,600	104,600
退職慰労積立金	100,000	100,000
別途積立金	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金	6,365,928	6,515,116
利益剰余金合計	16,499,113	16,648,301
株主資本合計	23,261,188	23,410,376
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 159,879	△ 20,541
評価・換算差額等合計	△ 159,879	△ 20,541
純資産合計	23,101,308	23,389,835
負債純資産合計	25,641,342	26,250,191

(2) 【損益計算書】

（単位： 千円）

	前事業年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)	当事業年度 (自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日)
営業収益		
委託者報酬	16,509,688	15,739,580
運用受託報酬	2,214,102	2,401,288
営業収益合計	18,723,790	18,140,869
営業費用		
支払手数料	7,741,676	7,426,160
広告宣伝費	170,580	149,566
公告費	370	152
調査費		
調査費	845,471	948,113
委託調査費	3,754,952	3,624,517
図書費	7,007	7,229
調査費合計	4,607,430	4,579,861
委託計算費	194,940	177,505
営業雑経費		
通信費	51,878	50,112
印刷費	167,656	167,179
協会費	16,750	18,816
諸会費	2,639	2,689
その他	36,815	37,963
営業雑経費合計	275,740	276,761
営業費用合計	12,990,738	12,610,006
一般管理費		
給料		
役員報酬	141,717	141,073
給料手当	2,220,149	2,204,883
賞与	326,160	333,923
給料合計	2,688,027	2,679,880
交際費	275	707
旅費交通費	67,641	67,470
租税公課	49,669	50,223
不動産賃借料	445,713	421,877
退職給付費用	167,804	165,171
福利厚生費	408,303	409,033
貸倒引当金繰入	-	6,943
賞与引当金繰入	368,000	347,800
役員退職慰労引当金繰入	34,592	39,522
固定資産減価償却費	69,347	51,898
諸経費	303,377	310,561
一般管理費合計	4,602,752	4,551,091
営業利益	1,130,299	979,771
営業外収益		
受取配当金	1,672	1,032
受取利息	11,553	12,757
有価証券解約益	4,113	1,437
有価証券償還益	2,019	1,387
時効到来償還金等	2,169	1,576
雑収入	10,602	17,474

営業外収益合計	32,131	35,666
営業外費用		
有価証券解約損	15,045	118,238
有価証券償還損	-	160,957
ヘッジ会計に係る損失	850	38
時効後支払損引当金繰入額	19,679	2,481
雑損失	15,036	2,148
営業外費用合計	50,611	283,864
経常利益	1,111,819	731,573
特別利益		
受取和解金	120,735	-
特別利益合計	120,735	-
特別損失		
和解費用	2,335	-
投資有価証券売却損	47,986	22,844
投資有価証券評価損	34,011	-
減損損失	11,358	-
遊休資産売却損	-	3,932
特別損失合計	95,692	26,776
税引前当期純利益	1,136,863	704,796
法人税、住民税及び事業税	376,959	193,759
法人税等調整額	119,789	42,020
法人税等合計	496,748	235,779
当期純利益	640,114	469,017

(3) 【株主資本等変動計算書】

（単位： 千円）

	前事業年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)	当事業年度 (自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,045,600	2,045,600
当期末残高	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	2,266,400	2,266,400
当期末残高	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金		
当期首残高	2,450,074	2,450,074
当期末残高	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計		
当期首残高	4,716,474	4,716,474
当期末残高	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	128,584	128,584
当期末残高	128,584	128,584
その他利益剰余金		

配当準備積立金		
当期首残高	104,600	104,600
当期末残高	104,600	104,600
退職慰労積立金		
当期首残高	100,000	100,000
当期末残高	100,000	100,000
別途積立金		
当期首残高	9,800,000	9,800,000
当期末残高	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	6,083,517	6,365,928
当期変動額		
剰余金の配当	△357,703	△319,829
当期純利益	640,114	469,017
当期変動額合計	282,411	149,188
当期末残高	6,365,928	6,515,116
利益剰余金合計		
当期首残高	16,216,701	16,499,113
当期変動額		
剰余金の配当	△357,703	△319,829
当期純利益	640,114	469,017
当期変動額合計	282,411	149,188
当期末残高	16,499,113	16,648,301
株主資本合計		
当期首残高	22,978,776	23,261,188
当期変動額		
剰余金の配当	△357,703	△319,829
当期純利益	640,114	469,017
当期変動額合計	282,411	149,188
当期末残高	23,261,188	23,410,376
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△129,413	△159,879
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△30,466	139,338
当期変動額合計	△30,466	139,338
当期末残高	△159,879	△20,541
評価・換算差額等合計		
当期首残高	△129,413	△159,879
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△30,466	139,338
当期変動額合計	△30,466	139,338
当期末残高	△159,879	△20,541
純資産合計		
当期首残高	22,849,363	23,101,308
当期変動額		
剰余金の配当	△357,703	△319,829
当期純利益	640,114	469,017
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△30,466	139,338
当期変動額合計	251,944	288,526
当期末残高	23,101,308	23,389,835

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

２．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

３．固定資産の減価償却方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年４月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

（２）無形固定資産

定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における見込み利用可能期間（５年）による定額法を採用しております。

（３）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

４．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（２）賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

（３）退職給付引当金（前払年金費用）

従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。）

（５）時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

５．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

６．ヘッジ会計の方法

（１）ヘッジ会計の方法

時価ヘッジによっております。

（２）ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…株価指数先物取引

ヘッジ対象…有価証券

（３）ヘッジ方針

当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。

（４）ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。

７．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示情報の変更

（貸借対照表）

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「前払年金費用」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた206,164千円は、「前払年金費用」196,834千円、「その他」9,330千円として組み替えております。

追加情報

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成24年４月１日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は、軽微であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成24年３月31日)		当事業年度 (平成25年３月31日)	
※１ 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額		※１ 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額	
建物	147,526千円	建物	165,761千円
工具、器具及び備品	349,763千円	工具、器具及び備品	346,701千円
リース資産	26,240千円	リース資産	21,452千円
ソフトウェア	3,885千円	ソフトウェア	670千円
その他無形固定資産	658千円	その他無形固定資産	712千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成23年６月14日の第48回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

・普通株式の配当に関する事項

１）配当金の総額　357,703,800円

２）１株当たり配当額　340円

３）基準日　平成23年３月31日

４）効力発生日　平成23年６月15日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年６月12日の第49回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

１）配当金の総額	319,829,280円
２）配当の原資	利益剰余金
３）１株当たり配当額	304円
４）基準日	平成24年３月31日
５）効力発生日	平成24年６月13日

当事業年度(自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日)

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成24年６月12日の第49回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

・普通株式の配当に関する事項

１）配当金の総額	319,829,280円
２）１株当たり配当額	304円
３）基準日	平成24年３月31日
４）効力発生日	平成24年６月13日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年６月12日の第50回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

１）配当金の総額	233,559,540円
２）配当の原資	利益剰余金
３）１株当たり配当額	222円
４）基準日	平成25年３月31日
５）効力発生日	平成25年６月13日

(リース取引関係)

１．ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務用機器及び車両運搬具であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「３．固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。短期貸付金、未収入金、長期差入保証金は、相手先の

信用リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、１年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しています。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針（自己資金運用）に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注２）を参照ください。）

前事業年度（平成24年３月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	17,783,929	17,783,929	-
（２）有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	3,788,236	3,788,236	-
（３）未収委託者報酬	1,597,501	1,597,501	-
（４）未収運用受託報酬	585,270	585,270	-
（５）長期差入保証金	519,439	518,758	△680
資産計	24,274,376	24,273,695	△680
（１）未払手数料	694,169	694,169	-
負債計	694,169	694,169	-
デリバティブ取引（※１）			
①ヘッジ会計が適用されているもの	6,810	6,810	-

（※１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

当事業年度（平成25年３月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	2,268,024	2,268,024	-
（２）短期貸付金	16,195,635	16,195,635	-
（３）未収入金	1,119,715	1,119,715	-
（４）未収委託者報酬	1,517,926	1,517,926	-
（５）未収運用受託報酬	709,038	709,038	-

（６）投資有価証券			
その他有価証券	2,641,608	2,641,608	-
（７）長期差入保証金	514,642	514,559	△83
資産計	24,966,590	24,966,507	△83
（１）未払手数料	650,405	650,405	-
負債計	650,405	650,405	-
デリバティブ取引（※１）			
①ヘッジ会計が適用されているもの	8,614	8,614	-

（※１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（１）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）短期貸付金、（３）未収入金、（４）未収委託者報酬及び（５）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（６）投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（７）長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

（１）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位:千円）

区分	前事業年度 （平成24年３月31日）	当事業年度 （平成25年３月31日）
非上場株式	249,764	66,520

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（６）投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年３月31日）　（単位:千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
預金	17,783,234	-	-	-	-	-
有価証券及び投資有価証券						

その他有価証券のうち満期のあるもの						
証券投資信託	21,231	-	-	1,036	-	987,734
未収委託者報酬	1,597,501	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	585,270	-	-	-	-	-
長期差入保証金	176	519,223	-	-	-	-
合計	19,987,413	519,223	-	1,036	-	987,734

当事業年度（平成25年３月31日）　（単位:千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
預金	2,267,697	-	-	-	-	-
短期貸付金	16,195,635	-	-	-	-	-
未収入金	1,119,715	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,517,926	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	709,038	-	-	-	-	-
投資有価証券						
その他有価証券のうち満期のあるもの						
証券投資信託	-	-	-	-	15,335	2,130,846
長期差入保証金	514,642	-	-	-	-	-
合計	22,324,656	-	-	-	15,335	2,130,846

(有価証券関係)

１　その他有価証券

前事業年度(平成24年３月31日)

種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
① 株式	5,948	5,774	173
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	88,001	84,017	3,983
小計	93,950	89,792	4,157
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
① 株式	12,953	14,345	△ 1,391
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	3,681,332	3,932,615	△ 251,282
小計	3,694,286	3,946,960	△ 252,673
合計	3,788,236	4,036,753	△ 248,516

当事業年度(平成25年３月31日)

種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
① 株式	-	-	-
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	216,164	207,889	8,275
小計	216,164	207,889	8,275

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
① 株式	-	-	-
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	2,425,444	2,465,635	△ 40,191
小計	2,425,444	2,465,635	△ 40,191
合計	2,641,608	2,673,524	△ 31,915

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
① 株式	27,915	-	△ 35,755
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	-	-	-
合計	27,915	-	△ 35,755

当事業年度（自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
① 株式	161,410	-	△ 21,884
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	-	-	-
合計	161,410	-	△ 21,884

3 当事業年度中に解約・償還したその他有価証券

前事業年度（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額（千円)	解約・償還損の合計額（千円)
① 株式	-	-	-
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	150,608	6,133	△ 15,045
合計	150,608	6,133	△ 15,045

当事業年度（自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額（千円)	解約・償還損の合計額（千円)
① 株式	-	-	-
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	3,040,519	2,825	△ 279,196
合計	3,040,519	2,825	△ 279,196

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものはありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

前事業年度（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（千円）	契約額のうち１年超（千円）	時価（千円）
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引 売建 買建	 投資有価証券 投資有価証券	 68,110 248,320	 - -	 △2,520 9,330
合計			316,430	-	6,810

（注）時価の算定方法
取引所の価格に基づき算定しております。

当事業年度(自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（千円）	契約額のうち１年超（千円）	時価（千円）
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引 売建 買建	 投資有価証券 投資有価証券	 79,849 272,890	 - -	 △6,951 15,565
合計			352,739	-	8,614

（注）時価の算定方法
取引所の価格に基づき算定しております。

(退職給付関係)

１ 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

２ 退職給付債務に関する事項

	前事業年度（平成24年３月31日）	当事業年度（平成25年３月31日）
（１）退職給付債務（千円）	721,405	805,634
（２）年金資産（千円）	918,239	1,069,061
（３）退職給付引当金（千円）	―	―
（４）前払年金費用（千円）	196,834	263,427

(注１) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

３ 退職給付費用に関する事項

	前事業年度(自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)	当事業年度(自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日)
（１）勤務費用（千円）	167,804（注１）	165,171（注２）
（２）退職給付費用（千円）	167,804	165,171

(注１) 確定拠出型制度の退職給付費用21,152千円を含めております。
(注２) 確定拠出型制度の退職給付費用21,784千円を含めております。

(税効果会計関係)

１ 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度(平成24年３月31日)	当事業年度(平成25年３月31日)

繰延税金資産		
有価証券償却超過額	29,811千円	17,486千円
ソフトウェア償却超過額	79,565千円	63,338千円
賞与引当金損金算入限度超過額	139,876千円	132,198千円
社会保険料損金不算入額	18,674千円	18,577千円
役員退職慰労引当金	58,616千円	67,813千円
未払事業税	11,519千円	6,439千円
その他有価証券評価差額金	88,636千円	11,374千円
その他	61,029千円	40,726千円
繰延税金資産小計	487,731千円	357,956千円
評価性引当額	△66,679千円	△32,453千円
繰延税金資産合計	421,051千円	325,502千円
繰延税金負債		
前払年金費用	△70,151千円	△93,885千円
繰延税金負債合計	△70,151千円	△93,885千円
繰延税金資産の純額	350,899千円	231,617千円

2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年３月31日)	当事業年度 (平成25年３月31日)
法定実効税率	40.69%	38.01%
（調整）		
評価性引当額	1.20%	△4.86%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.17%	0.27%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.02%	△0.02%
住民税等均等割	0.33%	0.54%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.30%	-
その他	0.02%	△0.49%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.69%	33.45%

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

［セグメント情報］

前事業年度(自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日)及び当事業年度(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

前事業年度(自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日)及び当事業年度(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

１．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることか

ら、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

３．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］

前事業年度(自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	700,000百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,827,153	未払手数料	295,362
同一の親会社をもつ会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288百万円	証券業	なし	投資信託の販売	支払手数料	887,547	未払手数料	76,622
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,369百万円	信託銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	10,769,414	未収委託者報酬	1,363,829

当事業年度(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	700,000百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,580,183	未払手数料	299,089
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,369百万円	信託銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	10,238,105	未収委託者報酬	1,310,737

(注)１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

一般取引条件と同様に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

（東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 （自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日）		当事業年度 （自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日）	
１株当たり純資産額	21,957.95円	１株当たり純資産額	22,232.20円
１株当たり当期純利益金額	608.43円	１株当たり当期純利益金額	445.80円
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。		なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	
（１株当たり当期純利益の算定上の基礎）		（１株当たり当期純利益の算定上の基礎）	
損益計算書上の当期純利益	640,114千円	損益計算書上の当期純利益	469,017千円
普通株式に係る当期純利益	640,114千円	普通株式に係る当期純利益	469,017千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	1,052,070株	普通株式の期中平均株式数	1,052,070株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第２ 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

名称		資本金の額（百万円）	事業の内容
(1) 受託会社	みずほ信託銀行株式会社	247,369	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を行っています。
(2) 販売会社	みずほ証券株式会社	125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	藍澤證券株式会社	8,000	
	飯塚中川証券株式会社	100	
	いちよし証券株式会社	14,577	
	今村証券株式会社	500	
	臼木証券株式会社	255	
	ＳＭＢＣフレンド証券株式会社	27,270	
	株式会社ＳＢＩ証券	47,937	
	おきなわ証券株式会社	628	

	共和証券株式会社	500	
	上光証券株式会社	500	
	大熊本証券株式会社	343	
	田原証券株式会社	100	
	長野證券株式会社	600	
	中原証券株式会社	506	
	日本アジア証券株式会社	4,100	
	ふくおか証券株式会社	2,198	
	マネックス証券株式会社＊	7,425	
	丸国証券株式会社	601	
	丸三証券株式会社	10,000	
	むさし証券株式会社	5,000	
	八幡証券株式会社	1,260	
	株式会社あおぞら銀行＊	100,000	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
	株式会社青森銀行	19,562	
	株式会社大分銀行＊	19,598	
	株式会社北九州銀行	10,000	
	株式会社きらやか銀行	22,700	
	株式会社佐賀銀行	16,062	
	株式会社荘内銀行＊	7,000	
	株式会社常陽銀行	85,113	
	株式会社親和銀行	36,878	
	スルガ銀行株式会社	30,043	
	株式会社第四銀行	32,776	
	株式会社筑邦銀行	8,000	
	株式会社中国銀行＊	15,149	
	株式会社鳥取銀行	9,061	
	株式会社北越銀行	24,538	
	株式会社北陸銀行＊	140,409	
	株式会社北國銀行＊	26,673	
	株式会社宮崎銀行	14,697	
	株式会社宮崎太陽銀行	12,252	
	株式会社山口銀行	10,005	

（注）資本金の額は、平成25年３月末日現在

＊ マネックス証券株式会社、株式会社あおぞら銀行、株式会社大分銀行、株式会社荘内銀行、株式会社中国銀行、株式会社北陸銀行および株式会社北國銀行は、新規の受益権の取得のお申込みの取扱いは行いません。なお、みずほ投信投資顧問株式会社においても新規の受益権の取得のお申込みの取扱いは行いません。

２ 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金の再投資、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

３ 【資本関係】(持株比率5.0%以上を記載します。)
平成25年８月29日現在、該当事項はありません。

＜参考：再信託受託会社の概要＞
名称　　：資産管理サービス信託銀行株式会社
業務の概要　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(資産管理サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第３ 【その他】

(1) 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。

(2) 有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5 「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に添付することがあります。

(3) 投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。

(4) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。

(6) 交付目論見書に以下の内容を記載することがあります。
・委託会社の金融商品取引業者登録番号は「金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第398号」であること。
・投資信託説明書（交付目論見書）の使用開始日
・ご購入の際には投資信託説明書（交付目論見書）を十分お読みいただきたい旨。
・ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨。
・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページにおいて閲覧することができる旨。約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されている旨。
・ファンドにおいて投資家が支払うべき対価（手数料等）の概要として、有価証券届出書第二部「ファンド情報」第１「ファンドの状況」４「手数料等及び税金」を要約した内容、およびその他の費用ならびに手数料等の金額・合計額（それらの上限額を含む。）またはそれらの計算方法については、あらかじめ表示できない旨およびその理由。

独立監査人の監査報告書

平成２５年7月１２日

みずほ投信投資顧問株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　市瀬 俊司 印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福村　寛　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＭＨＡＭ中期国債ファンドの平成２４年１２月１日から平成２５年５月３１日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＭＨＡＭ中期国債ファンドの平成２５年５月３１日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書（当期）へ

独立監査人の監査報告書

平成２５年６月１２日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　江見 睦生 印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福村　寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日までの第５０期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成２５年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。